



リーチサイトへの対応について

2017年6月30日

ヤフー株式会社

権利侵害に対する当社の取り組み

P1

■ プロバイダ責任制限法に基づく削除等の対応

著作権侵害に限らず、権利侵害を理由としたYahoo!ブログ、Yahoo!知恵袋等のCGM*サービスの投稿の削除について申告を受けた場合、社内で権利侵害の有無等を検討し対応

■ 著作権侵害を理由とした削除申告（書面によるもの）

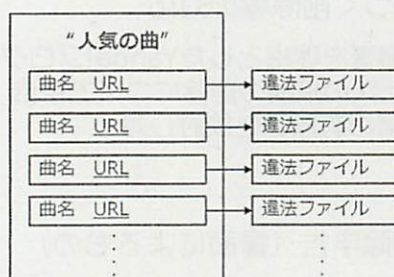
年に10件程度あり、内容としては無断転載を理由に削除を求める申告

* Consumer Generated Mediaの略。消費者生成メディアなどと訳される。

- 悪質なリーチサイトによる被害拡大は遺憾
- 一方で、リンクの掲載を伴う形で行われる表現行為は、個人を含むインターネット・ユーザーに広く定着している
- 安易な規制強化は、国民の表現の自由に対して、甚大な萎縮効果を招くおそれがある

法制面での規制にあたっては、表現の自由とのバランスや表現の自由に対する萎縮効果を考慮した慎重な検討が必要

■ 問題となっているリーチサイト（アプリ）



違法ファイルへのリンクばかりを多数掲載し、

- ・ 違法ファイルの拡散を助長
 - ・ 海賊版の窓口になっている
 - ・ 広告掲載などにより営利目的が明らか
- などの極めて悪質なサイト

■ 規制の対象とすべきでない行為

SNSやブログで曲に対する感想や評価などを記載したコメントとともにリンクを投稿する行為



表現の自由への萎縮効果

P4

- 表現の自由への萎縮効果を避けるためには、「悪質なリーチサイト」を法律上明確に定義する必要があるが、そのような定義付けは困難ではないか
 - ・ リンク数等の客観的要素によってのみ線引きすることは不適切
 - ・ 「情を知って」「営利目的」等の主観的要素を加味しても、悪質なリーチサイトの外縁は不明確となるおそれ

対象が不明確な法規制となる可能性が高く、
表現の自由への萎縮効果が大きいのではないか



現行法との関係

P5

- 当小委員会において、現行法下で悪質なリーチサイトの提供は侵害の幫助にあたるとの解釈が可能であり、損害賠償請求および刑事罰の対象となり得る、といった議論がなされている
- 仮に現行法による対応が可能であるなら、新たな法規制の検討にあたっては、立法事実を明確化した上で、慎重な検討が必要ではないか

リーチサイトに対する法規制の検討にあたっては、

- ・ 侵害サイトによる被害実態と現行法に基づく法執行の実態に照らした立法事実の確認
- ・ リーチサイトに対する現行法における対応可能性も踏まえた立法の必要性
- ・ 立法事実が確認された場合でも、立法事実に照らして適切な規制内容か、表現の自由を萎縮させることにならないか

などを含め、慎重にご議論いただきたい